

中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について

平成24年3月30日
金融庁

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下「法」という）第2条第1項第1号に掲げる金融機関（銀行）は、法第8条の規定に基づき、法施行日（平成21年12月4日）から平成23年12月31日までの間に行った貸付条件の変更等の状況を（平成24年2月14日までに）行政庁に報告したところです。今般、金融庁は、当該報告の概要を以下のとおり取りまとめましたので、これを公表いたします。

1. 債務者が中小企業者である場合

債務者が中小企業者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が97.1%、実行率②が91.4%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]	実行率② (B)/(A)
主要行等 ⁽¹¹⁾ ※1	369,240 (191,370)	334,814 (176,849)	9,609 (4,833)	14,920 (6,125)	9,897 (3,562)	97.2%	90.7%
地域銀行 ⁽¹⁰⁷⁾ ※2	1,266,572 (356,630)	1,161,798 (332,327)	32,916 (8,405)	32,798 (8,332)	39,060 (7,563)	97.2%	91.7%
その他の銀行 ⁽²⁹⁾ ※3	24,516 (3,595)	20,312 (2,490)	2,492 (910)	220 (73)	1,492 (122)	89.1%	82.9%
合計 ⁽¹⁴⁷⁾	1,660,328 (551,595)	1,516,924 (511,666)	45,017 (14,148)	47,938 (14,530)	50,449 (11,247)	97.1%	91.4%

※1 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。

※2 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。

※3 その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。

※4 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。

※5 左端の欄中の括弧内は、平成23年12月末時点の金融機関数。

※6 件数は、貸付債権ベース。

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

債務者が住宅資金借入者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が91.3%、実行率②が77.7%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]	実行率② (B)/(A)
主要行等 ⁽¹¹⁾ ※1	49,564 (9,119)	41,210 (7,584)	2,780 (529)	2,080 (404)	3,494 (600)	93.7%	83.1%
地域銀行 ⁽¹⁰⁷⁾ ※2	110,966 (16,450)	83,290 (12,425)	9,037 (1,314)	3,746 (582)	14,893 (2,125)	90.2%	75.1%
その他の銀行 ⁽²⁹⁾ ※3	3,083 (400)	2,574 (301)	221 (51)	134 (20)	154 (26)	92.1%	83.5%
合計 ⁽¹⁴⁷⁾	163,613 (25,969)	127,074 (20,310)	12,038 (1,894)	5,960 (1,006)	18,541 (2,751)	91.3%	77.7%

※1 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。

※2 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。

※3 その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。

※4 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。

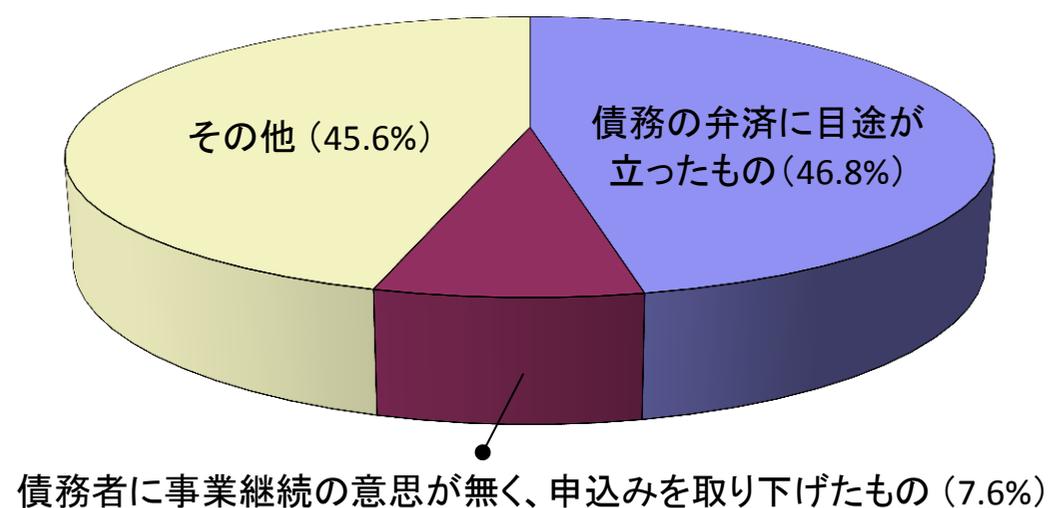
※5 左端の欄中の括弧内は、平成23年12月末時点の金融機関数。

※6 件数は、貸付債権ベース。

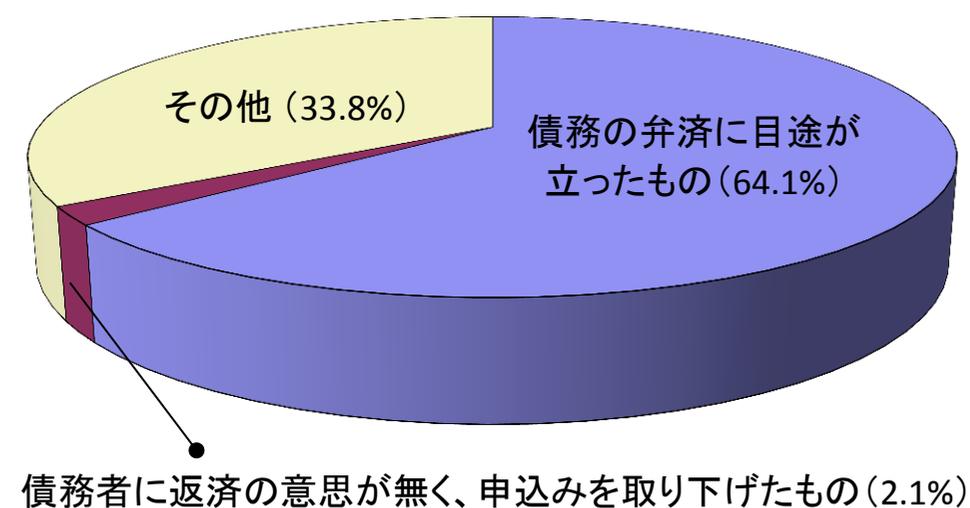
3. 債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由

債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由は、下の円グラフのとおりです。「債務の弁済に目途が立ったもの」は債務者が中小企業者である場合には全体の約47%、債務者が住宅資金借入者である場合には全体の約64%を占めています。

【債務者が中小企業者である場合】

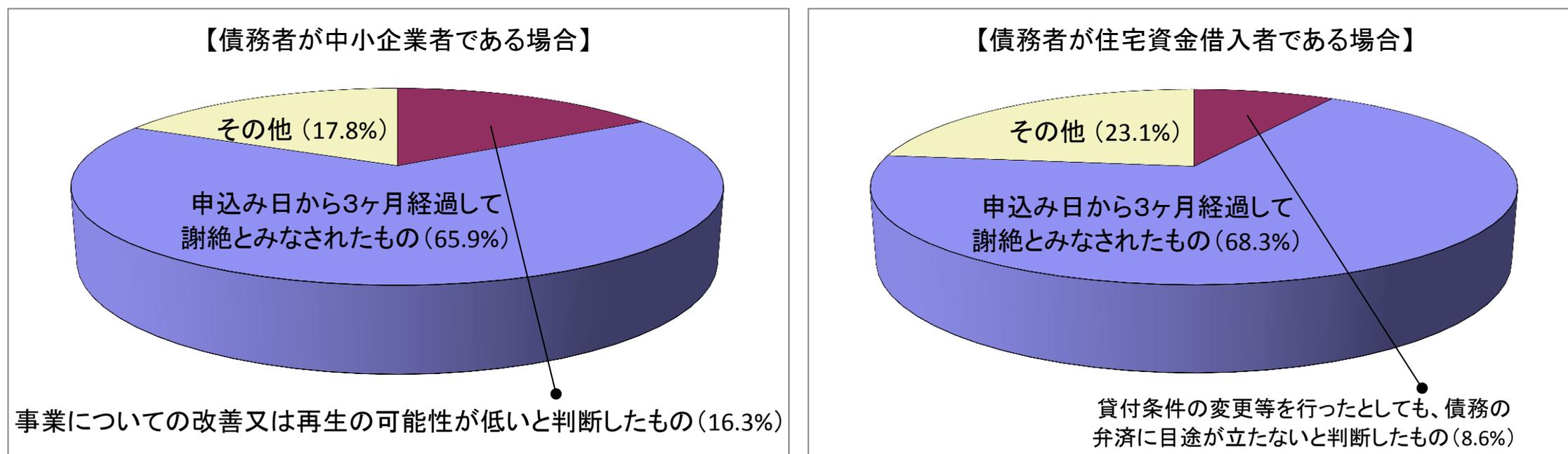


【債務者が住宅資金借入者である場合】



4. 金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由

金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由は、下の円グラフのとおりです。「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」は債務者が中小企業者である場合には全体の約66%、債務者が住宅資金借入者である場合には全体の約68%を占めています。



注) 「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」であっても、その後、実行に至った場合には、その時点で「申込み」「実行」に1件ずつ再計上することとされている。